



11月は「年金月間」です

あなたに身近で大切な「国民年金」についてじっくり考えてみませんか。

国民年金の種類

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が国民年金へ加入しなければなりません。職業などにより3つに分類されます。

- ▷第1号被保険者…自営業・学生など
→保険料を自分で納める必要があります
- ▷第2号被保険者…会社員・公務員など
→保険料は、給与天引きされます
- ▷第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者
→保険料を納める必要がありません。第2号被保険者の年金制度で負担します

保険料と納付方法

本年度の保険料は、月額1万6,410円です。保険料の納付は、日本年金機構から送られた納付書により、金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどで納めます。その他にも、口座振替、クレジットカードも利用できます。

保険料の納付が困難なときは

所得の減少や失業などで保険料の納付が困難なときは、申請により保険料が免除や猶予される制度があります。

- ▷保険料免除制度…世帯の所得に応じて保険料の全額または一部が免除されます

[国民年金給付の種類]

給付の種類	受給対象者など	年金額(年額)
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(免除・猶予期間を含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受け取れます	78万0,100円 ※20～60歳まで40年間、全ての保険料を納めた場合
障害基礎年金	国民年金に加入中や20歳未満の病気やけがで一定の障がいが残った場合に支給されます。障がいの等級に応じて1級と2級があります	1級障がい=97万5,125円 2級障がい=78万0,100円
遺族基礎年金	国民年金に加入中の人が死亡した場合に、その遺族に支給されます。受けられるのは死亡した人に生計を維持されていた子ども*または、子ども*のいる配偶者です ※18歳未満もしくは障がいのある20歳未満の子ども	子どもだけの場合=78万0,100円 子どもがいる配偶者の場合(子1人)=100万4,600円 ※子どもの人数に応じて年額が変わります

- ▷納付猶予制度(50歳未満が対象)…本人と配偶者の所得に応じて保険料が猶予されます
- ▷学生納付特例制度…大学・短大・専門学校などの学生で所得が一定以下の場合、在学期間中の保険料が猶予されます
※失業による免除・猶予の申請…失業した時は、所得があっても免除・猶予になる場合があります。詳しくは保険年金課へお問い合わせください

便利でお得な口座振替

口座振替は納め忘れの心配がなくなるだけでなく、1カ月当たりの保険料が割り引きされる「前納」や「早割」を選択することもできます。
▷口座振替の申し込み・手続き…年金手帳・預金通帳・届出印を持って、金融機関または保険年金課へ申し込んでください

[お得な振替方法]

振替方法	納付時期	本来の保険料	前納による保険料	割引額
2年前納* (4月から翌々年3月分)	4月末	39万5,400円	37万9,640円	1万5,760円
1年前納 (4月から翌年3月分)	4月末	19万6,920円	19万2,790円	4,130円
6カ月前納 (10月から翌年3月分)	10月末	9万8,460円	9万7,340円	1,120円
当月末振替(早割)	毎月月末	1万6,410円	1万6,360円	50円

*1万6,410円(元年度分)×12カ月=19万6,920円と1万6,540円(2年度分)×12カ月=19万8,480円の合計です

問い合わせ 保険年金課(☎④ 2259)・高崎年金事務所(☎027・322・4299)

職員の勤務時間その他の勤務条件および休業の状況

勤務時間の状況

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務の開始時間	午前8時30分
勤務の終了時間	午後5時15分
休憩時間	正午～午後1時

休暇などの概要

休暇などの種類は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、生理休暇、結婚休暇、産前産後の休暇、出産介護休暇、育児時間休暇、子どもの看護休暇、忌引、父母の祭日休暇、ドナー休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇、介護休暇など

職員の研修および人事評価の状況

区分	受講者数	受講日数	内容
一般研修	145人	19日	新任(事前研修含む)・中級職員、監督者、管理者などの研修
特別研修	475人	11日	接遇対応、法制執務などの研修
派遣研修	105人	108日	人権啓発指導者、地域政策、住民行政、地方公務員制度などの研修

※平成30年度実施分

平成20年度から人事考課制度を導入し、28年度からは人事評価制度を導入しています。

評価の種類	基準日	対象期間
能力評価	毎年9月1日	10月1日から翌年の8月31日まで
業績評価	毎年10月1日・4月1日	4月1日から9月30日までおよび10月1日から翌年3月31日まで

公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他のほかの勤務条件に関し、市当局より適当な措置がとられるべきことを公平委員会に要求することができます。

※平成30年度は要求がありませんでした

不利益処分に関する不服申し立ての状況

職員は懲戒そのほか、意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申し立てをすることができます。

※平成30年度は要求がありませんでした

職員の服務および分限・懲戒処分の状況

服務規律の概要

服務の基本基準は「全て職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」というものです。

分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことにより行う処分。懲戒処分とは、服務違反や不正行為により行う処分です。

分限の種類=免職・休職・降任・降給

懲戒の種類=戒告・減給・停職・免職

※平成30年度は休職5件

職員の福祉および利益の保護の状況

安全衛生に関する事項

衛生管理者、衛生推進者、産業医を選任。また衛生委員会を設置し、職員の危険または健康障害の防止、労働災害の原因調査や防止策などに努めています。

公務災害の認定状況

職員が、公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ「地方公務員災害補償法」が適用されます。
※平成30年度は5件の認定がありました

藤岡市職員共済会に対する助成等の状況

項目	金額等	備考
A 共済会に対する助成額	309万円	
B 会員による掛金の額	653万7,000円	平成30年4月1日～平成31年3月31日
C 公費負担率 A/(A+B)	32.1%	
D 共済会員数	619人	平成30年4月1日現在
E 会員一人あたりの補助金額 A/D	4,992円	

退職管理の状況

退職年度	届出対象者数	営利企業等への従事者数(届出対象者のうち)
平成30年度	8人	1人